

別 紙

相続税の延納分納税額の納付のお知らせ

相続税の延納分納税額の納付のお知らせ

あなたの相続税の延納分納税額（第 回分）の納期限は、平成 年 月 日となっております。
今回の分納税額は、同封の「納付書」に記載のとおりですので、納期限までに、日本銀行（本店、支店、代理店若しくは歳入代理店）郵便局又は税務署へ納付してください。

納期限の16日以前に納付されるときは、利子税の額が変わることがありますので、あらかじめ税務署に問い合わせてください。

納期限までに納付できない事情があるときは、分納期限の延長等延納の条件の変更が認められる場合がありますので、至急当税務署に御相談ください。

納期限までに連絡もなく納付しないときは、延納の許可が取り消される場合もありますので、御注意ください。

〔 税務署 管理・徴収 部門 担当者 〕
電話（ ） 内線 番

（規格 9cm× 21cm）